選挙運動の公費負担(選挙運動用自動車借 上げ料)の支出に関する措置請求監査結果

(平成21年4月)

練馬区監査委員

第1 請求の受付

- 請求人
 練馬区 Cw
- 2 請求書の提出平成21年2月23日
- 3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区長・本件財務会計責任者に関する措置請求」(別紙)による主張事実の要旨および措置請求の内容は、つぎのとおりである。

- (1) 主張事実の要旨
 - ア 請求人は、平成 19 年4月の練馬区議会議員選挙で候補者としてAレンタカー業者から選挙運動用自動車を借りていたが契約の詳細は告げられておらず、内容は分からなかった。そこで、請求人は「取り付け及び警察の事前審査等に2日、取り外しに1日の計3日が含まれている」と推測し、この期間は選挙運動用自動車に係る公費負担に入ると考えていた。
 - イ その後、平成 20 年の暮れに墨田区の監査結果に関する新聞報道があり、当該記事は平成 19 年4月の「墨田区長及び区議会議員選挙」における選挙運動用自動車の公費負担に関するものであった。その監査結果の中で、墨田区選挙管理委員会は、東京都選挙管理委員会(以下「都選管」という。)に対し「選挙運動用自動車の公費負担範囲」について問い合わせ、都選管は当該内容を法務省に問い合わせたところ、公費負担の範囲は「車両本体」という回答を得たとされていた。
 - ウ 請求人は上記墨田区の監査結果の報道を見て、今年1月末、Aレンタカー業者に本件利用料金の内訳を照会したところ、車両本体(免責保障制度込一般向け料金安心コース 45,150 円)の他に、免責補償制度加入料、上乗補償制度加入料、積載物補償加入料、NOC補償加入料、事前メンテナンス料、キャリアオプション費用が含まれていたとする書面のFAXが届いた。
 - エ 練馬区がAレンタカー業者に支払った請求人に係る公費負担(以下「本件公費負担」という。)は107,100円であったが、請求人に係る公費負担は一般向け料金安心コース45,150円であると考え、本件公費負担との「差額61,950円が過大請求」に当たり練馬区選挙管理委員会(以下「区選管」という。)へ理由書を添えて返還を申し出た。これに対し、区選管は、請求人が返還すると「請求人が候補者であった事から寄付になり受け取れない」といい、また、「請求人がAレンタカー業者と合意をしてから返還するのなら受領する」との説明を受けた。しかしながら、請求人はAレンタカー業者との契約は説明等で不適正な部分があり、本件公費負担の返還について合意をする事は出来ない。
 - オ 上記のとおり請求人が候補者として本件公費負担を請求した 61,950 円が過

大請求であることが判明している。

カ また、平成 19 年4月の練馬区長・区議選の選挙運動用自動車の公費負担状況を情報公開で調べたところ、区長選挙3名・区議会議員選挙60名が選挙運動用自動車の借入れに係る公費負担を受けている。

(2) 措置請求

- ア 上記のとおり請求人が候補者として本件公費負担を請求した 61,950 円が過大請求であることが判明している。そして、請求人が過大請求額である 61,950 円を支払うと申し出ているにも係らず区選管がこれを受領しないのは、区選管の怠慢であり「本件公費負担の過大請求」を放置している区選管の行為は「怠る事実」に当たり違法・不当であり、法・条例に遵守した措置を求める。
- イ 上記選挙における候補者の中には、レンタカー会社から選挙運動用自動車を借りて請求人同様、間違って公費負担を請求した候補者がいると思われる為、併せて練馬区監査委員は、墨田区の監査と同様に調査し、法・条例に遵守した公費負担を行わせるよう求め、不適正な部分の公費負担額の返還を求める。
- ウ また、区選管は、今後の選挙において各候補者が同様の瑕疵を起こさぬとと もに、各区の公費負担請求に対する判断が異なることのないよう、選挙運動用 自動車借上げ代に係る公費負担請求の明確な範囲、対象について、看板付き選 挙運動用自動車借上げ代(選挙パック)を含めた公費負担請求対象の詳しい判 断基準を求める。
- エ よって地方自治法 242 条1項の規定により、事実証明書を添え、練馬区長および練馬区選挙管理委員長に必要な措置を求める。
- (3) 監査請求期間の徒過に係る正当な理由

なお、この措置請求は、墨田区の監査結果報道後、請求人が改めてAレンタカー業者に確認して判明し、その後、区選管の説明を受けた後適切に請求を求めたものである。

4 要件審査

本件請求は公金の支出から1年を経過したものではあるが、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項ただし書に定める「正当な理由」があり、相当の期間内に行われたものと認め、その他の法定要件も具備していることから、これを受理した。

なお、上記 3 (2) ウについては、財務会計上の行為には当たらないため監査を行わない。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨から、つぎのとおりとした。

「平成 19 年4月に行われた練馬区議会議員選挙および練馬区長選挙における

選挙運動用自動車借入れに係る公費負担の支出に違法・不当な点があったか。」 および「請求人からの過大請求に係る公費負担の返還を区選管が受領しないこと に違法・不当な点があったか。」を監査対象事項とした。

2 監査委員の除斥

Cp監査委員およびBe監査委員は、本件措置請求対象者に含まれており、本件措置請求と直接の利害関係を有することから、法第199条の2の規定に基づき本件措置請求の監査執行上は除斥となる。

3 監査対象課

練馬区予算事務規則(昭和 59 年 4 月練馬区規則第 19 号)第 26 条の規定により支出命令の事務は、選挙管理委員会事務局長に委任されていることから、練馬区選挙管理委員会事務局(以下、「監査対象課」という。)を監査対象課とした。

4 本件措置請求に係る公費負担の申請者である候補者

(1) 区議会議員候補者(以下、「区議候補者」という。) は表1のとおりである。 なお、請求人において「be」「bg」「bt」「by」「cb」「cc」「ck」「cl」「cr」「cs」「cu」「cv」「cz」「da」「db」「dc」「df」としている候補者については、本件措置請求においては、それぞれ「Be」「Bg」「Bt」「By」「Cb」「Cc」「Ck」「Cl」「Cr」「Cs」「Cu」「Cv」「Cz」「Da」「Db」「Dc」「Df」と記載する。

(表1) 区議候補者

氏 名	区 分	氏 名	区分	氏 名	区 分
Ва	法	Ви	レ	Со	法
Вь	法	Вv	法	Ср	個
Вс	個	Вw	法	Сq	個
Вd	法	Вх	レ	Сr	法
Ве	法	Ву	法	C s	法
Вf	個	В z	レ	Сt	法
В д	法	Са	レ	Сu	法
Вh	法	Сь	法	Cv	個
Ві	レ	Сс	法	Cw	ν
Вј	法	Сd	法	Сх	個
Вk	個	Се	法	Су	個
В 1	法	C f	レ	С z	法
Bm	個	С д	法	D a	法
Вn	レ	Сh	レ	DЬ	レ
Во	レ	Сі	個	Dc	レ
Вр	ν	Сј	個	D d	法

В q	個	Сk	法	Dе	V
Вг	法	C 1	法	Df	法
Вs	個	Cm	法	D g	法
Вt	法	Сn	法	Dh	法

(注)区分欄の「レ」はレンタカー業者を、「法」はレンタカー業者以外の法人等を、「個」は個人を契約の相手方としたことを表す。

(2) 区長選挙候補者(以下「区長候補者」という。)は表2のとおりである。 なお、請求人において「eb」としている候補者について、本件措置請求に おいては、「Eb」と記載する。

(表2) 区長候補者

氏	名	区分	氏	名	区分	氏	名	区分
Еа		法	Εb		ν	Ес		個

(注)区分欄の「レ」はレンタカー業者を、「法」はレンタカー業者以外の法人等を、「個」は個人を契約の相手方としたことを表す。

5 監査対象課からの事情聴取等

監査対象課に対して関係書類の提出を求めるとともに、本件措置請求について 事情聴取を行った。

6 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象課の調査で回答が得られなかった候補者 9 名および契約の相手方 3 者に対して本件措置請求に対する見解等について、関係人調査を行った。調査の方法については、監査委員の文書による調査(照会)方法により行った。また、監査対象課の調査に対し添付資料が欠けていた契約の相手方 1 者に対し、添付資料の提出を求めた。

文書による調査を行った区議候補者7名および区長候補者2名は、つぎのとおりである。

区議候補者 Ba、Bi、Bk、Bz、Cm、Cq、Cx 区長候補者 Ea、Ec

7 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 21 年 3 月 12 日に証拠の提出および陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求内容の補足を行った。また、新たな証拠の提出があった。

第3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求の主張には理由がなく、措置請求は認める ことはできないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象課、関係人等に対する調査の結果および判断

の理由を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 公費負担に関する条例について

練馬区議会議員および練馬区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年7月練馬区条例第34号。以下「条例」という。)第1条の規定によると、「公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、練馬区議会議員および練馬区長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(練馬区長の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。)の作成および法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。」とされている。

そして、条例第2条(自動車の使用の公費負担)において、候補者の届出 のあった日から当該選挙の期日の前日までの間、自動車を無料で使用するこ とができる旨規定し、条例第4条の規定において自動車の使用の公費負担額 および支払手続について、「区は、候補者(前条の規定による届出をした者に 限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車 運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。) に支払うべき金額のうち、つぎの各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める 金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗 用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運 送事業者等に対して支払う。」とされ、同条第2号の規定において、「当該契 約が一般運送契約以外の契約である場合 つぎに掲げる区分に応じ、それぞ れに定める金額」と定められ、同条同号イの規定において、「当該契約が自動 車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ 契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定する いずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された 各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 15,300 円を超える 場合には、15,300円)の合計金額」と定められている。

(2) 公費負担に係る手続について

ア この公費負担の手続の細目については、条例第4条第2号イの規定に基づき、 区選管が練馬区選挙執行規程(平成12年3月13日練馬区選挙管理委員会告 示第10号。以下「選挙執行規程」という。)を定めており、候補者と契約業者 との間で交わされた選挙運動用自動車の使用等の有償契約について、条例で 定められた金額の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、区が各契 約業者等に直接その費用を支払うという仕組みとなっている。具体的には、 選挙執行規程第 18 章のほか「平成 19 年 4 月 22 日執行区議会議員選挙区長選挙公費負担の手引」に定められており、要約するとつぎのとおりである。

(ア) 契約の届出

この制度の適用を受けようとする候補者は、契約業者等と契約を締結した場合には、選挙運動用自動車の使用等の契約届出書に契約書の写しを添付して、区選管に届け出る。

(イ) 「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(以下「証明書(自動車)」 という。)の交付

候補者が自動車の使用を公費負担により行うときは、定められた様式による証明書(自動車)を作成し、契約業者等に交付する。

(ウ) 費用の請求

手続が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を 没収されないことを確認した後、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」 (以下「請求書」という。)により、区選管へ提出する。その際、候補者 から既に受領した証明書(自動車)を添付する。

(エ) 費用の支払

請求書等について会計処理に関する規程に従って処理され、口座振替により支払を行う。

という上記記載の手続が行われるが、これらの公費負担に係る契約の届出、 証明書(自動車)の交付、請求(必要な添付書類を含む。)等の手続につい ては、選挙執行規程に従って行われていた。

イ 公費負担の支出事務については、練馬区会計事務規則(昭和 39 年 9 月練 馬区規則第 3 号)に則って適正に行われていた。

(3) 公費負担の範囲について

監査対象課の説明によると、選挙運動用自動車の借入れに係る公費負担の範囲については、従来、総務省、都選管とも明確な基準は示していなかった。その後、都内各区市町村選挙管理委員会からの問い合わせを受け、都選管は選挙課長名で平成21年2月24日付け20選選第928号「選挙運動用自動車の借入れに関する取扱いについて」により通知文を送付した。当該通知によると、つぎのような考え方が示されている。

ア 契約書に記載する契約期間について

契約書に記載する契約期間は、選挙運動期間の前後の期間を含めた契約時における借入れ期間を記載する。

イ 月極め契約の場合の公費負担対象金額の算出方法について

契約金額を月極め契約日数で除して算出した 1 日あたりの金額 (15,300 円 を超える場合には、15,300 円) について、選挙運動期間中に選挙運動用自動

車として実際に使用した日数を乗じた金額が対象となる。

ウ 借入れに係る付帯料金について

付帯料金は、公費負担の対象とはならない。公費負担の対象となるのは、 あくまでも借入れ時における基本料金に含まれている車両本体と保険補償の 金額であり、付帯料金までを対象としていない。

エ パック料金における公費負担について

付帯料金を区別できないパック料金は、公費負担の対象とならない。パック料金の中に車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要がある。

(4) 区議候補者および区長候補者の選挙運動用自動車借入れ料の公費負担額等について

本件措置請求に係る公費負担状況について、区選管に提出された請求書および証明書(自動車)に基づく公費負担額は表3および表4のとおりであり、起案決定されたのち、請求額と同額が支出されていた。

(表3) 区議候補者

氏	名	金額	氏	名	金額	氏	名	金額
Ва		107, 100	Ви		77, 406	Со		101, 500
Вь		107, 100	Вv		107, 100	Ср		84, 000
Вс		107, 100	Вw		107, 100	Сq		107, 100
Вd		105, 000	Вх		107, 100	Сr		107, 100
Ве		107, 100	Ву		107, 100	C s		107, 100
Вf		107, 100	В z		107, 100	Сt		107, 100
В д		107, 100	Са		107, 100	Сu		107, 100
Вh		107, 100	Сb		107, 100	C v		107, 100
Ві		107, 100	Сс		107, 100	Сw		107, 100
Вј		107, 100	C d		107, 100	Сх		107, 100
Вk		107, 100	Се		107, 100	Су		105, 000
В 1		107, 100	C f		107, 100	Сz		107, 100
Вm		107, 100	С g		107, 100	Dа		107, 100
Вn		107, 100	Сh		107, 100	DЪ		101, 500
Во		107, 100	Ci		105, 000	Dc		107, 100
Вр		99, 225	Сј		107, 100	Dd		107, 100
Вq		107, 100	Сk		107, 100	Dе		107, 100
Вr		100, 800	C 1		107, 100	Df		107, 100

Вs	101, 500	Cm	103, 600	D g	107, 100
Вt	107, 100	Сn	107, 100	Dh	105, 000

(表4) 区長候補者

氏	名	金額	氏	名	金額	氏	名	金額
Еа		107, 100	Εb		107, 100	Ес		105, 000

(5) 監査委員による関係人調査について

監査対象課において、60名の区議候補者、3名の区長候補者およびそれぞれの選挙運動用自動車借入れの契約相手方に対して文書による調査(照会)を行った。調査内容は、①契約金額の中に選挙運動用自動車車両本体の賃借ならびにそれに付随する不可分の保険料に係る経費以外のものが含まれているかの質問への回答、②契約の中に契約期間外の賃借料は含まれているか、③見積書等の内訳がわかる書類の添付、④選挙運動費用公費負担の意見等の記入を依頼するものである。その結果、区議候補者53名、区長候補者1名および区議、区長候補者合わせて延べ60名分の候補者の選挙運動用自動車借入れの契約の相手方から回答を得た。

そこで、監査委員は、監査対象課から提出された回答および添付資料を調査、確認した結果、当該調査は十分信頼できる内容であると判断し、上記調査において事実関係が確認できなかった区議候補者7名および区長候補者2名ならびに契約の相手方3者について関係人調査を行った。調査項目は、監査対象課が実施した内容と同様である。その結果、Ba、Bi、Caの3名の候補者および契約の相手方2者から回答があった。また、Cm、Cxの2名の候補者および契約の相手方1者からは回答がなく、Bk、Bz、Ea、Ecの4名の候補者へ発送した照会文書は、「あて所に尋ねあたりません」との理由で返送された。

また、監査対象課の調査に対し添付資料が欠けていた契約の相手方1者に対し、 添付資料の提出を求め、当該添付資料を受領した。

(6) 公費負担の返還について

CfおよびDcの2名の候補者に係る選挙運動用自動車の公費負担については契約の相手方であるレンタカー業者から平成21年4月17日付けで公費負担の返還があった。

その内容は、契約期間について再確認を行ったところ誤算入があったため選挙 運動期間外分の費用についてレンタカー業者が返還を行ったものである。返還額 は、Cf候補者分が81,669円、Dc候補者分が53,550円であった。

2 監査対象課の見解

本件措置請求に関する監査対象課の見解は、つぎのとおりである。

<本件措置請求に対する反論·主張等およびその理由、根拠>

1. 公費負担の概要

公費負担制度は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙 運動の機会均等を図るための選挙公営制度のひとつとして導入されたもので、 供託物が没収されない候補者に限り、選挙運動にかかる経費のうち一定のもの について、候補者が有償契約を締結した業者が選挙管理委員会へその代金を請 求し、区が当該業者へ直接支払うものである。

平成4年の公職選挙法の改正により「市の議会の議員の選挙または長の選挙については、市は条例で定めるところにより、公職の候補者の自動車の使用およびポスターの作成について無料とすることができる」(公職選挙法第 141 条第 8 項および第 143 条第 15 項) 旨明記された。このことに伴い、練馬区においては平成6年7月に「練馬区議会議員および練馬区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」(以下「公費負担条例」という)が制定され、平成7年の同選挙からこの制度が実施されてきた。

このうち、自動車の使用に係る公費負担については、同条例第2条により候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの期間、同条例第4条に掲げる負担額の限度内で受けることができるとされている。

地方選挙における公費負担の限度額およびその算出方法は、国政選挙における限度額の算定方法により算出した額を上限とし、当該地方公共団体の実情を総合的に勘案して定めることとされており、本区においても自動車使用の手続きや一日あたりの単価の設定方法等については、都内他区市と同様国政選挙に準じて規定されている。

公費負担条例は、公職選挙法および同法施行令に基づき公費負担の限度額を 定めるにとどまらず、同法施行規則に準じて定めた練馬区選挙執行規程(以下 「執行規程」という)により一連の手続きの書式等の詳細を定め、請求・支払 いを含めた公費負担手続きが適正に行なわれることを確保している。

2. 公費負担の請求手続き

(1)公費負担条例に基づき自動車の使用の公費負担を受けようとする候補者は、第3条の規定に基づき、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(当該契約が一般運送契約以外の契約である場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において自動車の使用に関し有償契約を締結し、立候補届出後直ちに、当該契約に関する書面の写しを添えて選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないとされている。=使用する自動車の契約者の特定

- (2)自動車を使用した証明として、候補者は、執行規程第87条の規定に基づき、使用日数、使用金額等を記載した自動車の使用証明書を契約者に提出しなければならないこととされている。=自動車を使用したことの証明
- (3)契約者は自動車の使用を請求するにあたって、執行規程第 88 条の規定に基づき請求書に上記の証明書および確認書を添えて提出しなければならないとされている。=正当な根拠に基づく請求

本件支出は、これらの諸規定に基づき候補者およびその契約業者から提出された請求書類を厳正に審査して行ったものである。

3. 請求人の主張に対する見解

(1)請求人の主張

請求人は、平成20年の12月の墨田区「平成19年選挙運動用自動車の借り入れに関する件」の監査結果で、自動車の使用の公費負担は車両本体であり、使用期間は選挙運動期間であるという総務省の回答を得たことを知った。

請求人は、平成 19 年4月の選挙で候補者として使用した選挙運動用自動車の契約の際には、契約の相手方より契約の内容について詳細を告げられていないこと、また借り上げ期間については、車両への取り付け及び警察の事前審査、取り外しに計3日分が含まれると推測し、この期間は公費負担に入ると考えていた。

①請求人の対する公費負担に対する請求内容について

請求人は自身の借りていた自動車について、今年1月末Aレンタカー業者に本件料金の内訳を照会したところ、車両本体の他に、免責補償制度加入料、上乗補償制度加入料、積載物補償加入料、NOC補償加入料、事前メンテナンス料、キャリアオプション費用が含まれていたとする書面がFAXで届いた。

そこで、公費負担と一般料金の差額分 61,950 円が過大請求であったことが判明したので、練馬区選挙管理委員会に理由書を添え返還を申し出たが、請求人が返還すると「請求人が候補者であった事から寄附になり受け取れない」といわれた。また、練馬区選挙管理委員会からは請求人がAレンタカー業者と合意をして返還するのであれば受領すると説明を受けたが、請求人はAレンタカー業者の契約は説明不足で不適正な部分があり合意をすることができない。

上記のとおり請求人が候補者として公費負担を請求したうちの 61,950 円が 過大請求であることが判明しており、過大請求分を支払うと申し出ているに も係らず受領しないで、「本件公費負担の過大請求」を放置している行為は 「怠る事実」に当たり、違法・不当である。

②その他の候補者に対する請求内容について

平成 19 年4月の練馬区長・区議会議員の選挙用自動車の状況を情報公開請

求で調べたところ区長選挙3名、区議会議員選挙60名が公費負担を受けていた。上記の中にはレンタカー会社から選挙用自動車を借りて請求人同様の公費負担を間違えて請求した候補者がいると思われる。練馬区監査委員は墨田区の監査同様に調査し、法条例に遵守した公費負担を行わせるよう求め、不適正な部分の公費負担額の返還を求める。

今後の選挙において各候補者が同様の瑕疵が起こらぬよう、自動車借り上げ代の明確な範囲、対象について各区公費負担請求に対する判断が異なる事のないよう、詳しい判断基準を求める。

としている。

(2)選挙管理委員会事務局の見解

①請求人の対する公費負担に対する請求内容について

返還手続きの方法について、選挙管理委員会としては、過去の返還事例と 同様により以下の方法により返金を受けている。

- 1) 公費の支払いは、業者からの請求に基づき業者に支払われている事から、まず候補者と業者との間で自動車賃貸借契約事項を変更する旨の合意を取り交わし、候補者は過大請求分を業者に支払う。2)候補者から区に対し、契約について内容変更し業者へ自己負担分の支払いをしたことを申立ててもらう。
- 3) 候補者からの自己負担分の支払いを受けた業者は二重に賃借料金が入金されることになるので、区からの支払い分のうち候補者からの支払い相当額を区に返金する。

「請求人が候補者であった事から寄附になり受け取れない」と選挙管理委員会が言ったとの点については、区と請求人の関係において公費に関して直接の授受がなく、返還者として適当でないため、候補者本人が過大請求分を区に返金した場合、法 199 条の2「公職の候補者等の寄附の禁止」に抵触する恐れがあると説明をしたところである。

請求人の主張ではAレンタカー業者との間に合意できない事項があり選挙 管理委員会が示す方法で返金できないとしている。しかし、仮に十分な説明 を受けないままで契約したとしても、契約行為を行い公費負担による自動車 を使用したことは事実である。

過大請求の額においても、その妥当性を請求人は証明していない。とすれば、一層当初の契約内容についての変更を行い、お互いに確認し合意を行う事が本筋であると考える。

また、公費負担の支出手続きにおいても、契約書などの書類に基づき支払いをしており、提出した書類の内容に変更が生じたのであれば、当然、契約内容の変更を行う必要があると考える。

②その他の候補者に対する請求内容について

選挙運動用自動車の使用は、公職選挙法上認められた選挙運動の一つである。選挙区内を効率よく選挙運動できる有効な手段であることから、多くの候補者が利用しており、賃借形態は使用車種や借りる相手方や、選挙運動の方法など、候補者ごとに多種多様なものとなっている。

そこで選挙管理委員会は、改めて事実を確認するため監査対象となった63名の候補者およびその契約の相手方37社・名に対して調査(別添調査票)を実施し、53候補者と30社・名から回答を得た(回答未着の10候補者のうち5名は郵便物返送、他の5名は未だ回答が届いていない。契約の相手方30社・名からは候補者56名分の回答書を受領済み。)

なお、区議・区長選挙から2年近く経過しており、資料等が揃えられず内容が記載できない者や現在調査中の者、転居先不明により郵便が返送されている者もいる。

(回答の内容や意見:別紙回答一覧表参照)

立候補の際の候補者向け事前説明では、「公費負担の手引き」にしたがった 説明を行い、一部収支報告書の記載時の説明において、自動車の看板につい ては広告費に載せるとの説明を行ったところである。候補者としては、公費 負担の手引きの記載にある以上の認識は無かったものと考える。

また、当時の選挙管理委員会においても、平成 21 年 2 月に東京都が示した、 車両本体に係る保険料やキャリア等の詳細部分について公費負担の対象外に なるという認識はもっていなかった。

4. 本件請求について

①請求人の対する公費負担に対する請求内容について

選挙管理委員会は平成 21 年 2 月 3 日から 2 月 19 日までの間、請求人と返還方法に関する折衝を面会や電話で 7 回行っており、放置をした事実はない。返金内容および方法について請求人の理解が得られないため手続きが進まなかったものである。選挙管理委員会としては請求人に係る本件公費負担については適正に支出しており、請求人に係る本件公費負担の法的返還請求権は有していないと認識している。したがって、請求人の申し立てのような選挙管理委員会における「怠る事実」はないものと考える。

②その他の候補者に対する請求内容について

候補者及び業者に対して行った調査では、車両本体以外に看板付きでの借り上げ形態が含まれているとの回答は無く、また期間についても、選挙運動期間以外の期間が含まれているとの回答は無かった。

今後の選挙においては、平成 21 年 2 月に総務省の見解に沿った東京都の見解が示されており、これが今後の判断の基準になるため、この基準に沿って手引きの内容を改め、立候補者説明を行い各候補者の手続きにおいて瑕疵が

生じないようにする必要があると考える。

(東京都見解:別紙選挙運動用自動車の借り入れに関する取扱い参照)

(上記内容は平成 21 年 3 月 26 日付けで提出されたものであり、当該内容を原文のまま記載し、添付資料は省略した。)

3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象課への事情聴取、関係書類の調査、関係 人への文書照会等に基づき、本件についてつぎのとおり判断する。

(1) 請求人は、「平成 19 年4月に行われた練馬区議会議員選挙および練馬区長選挙における選挙運動用自動車借入れに係る公費負担の支出に違法・不当な点があった。」と主張しているので、この点について判断する。

ア 選挙運動用自動車借入れに係る公費負担の範囲について

まず、本件措置請求の対象となっている選挙運動用自動車借入れに係る公費負担の範囲について判断する。

監査対象課の説明によれば、平成 19 年4月の練馬区議会議員および練馬区長選挙執行当時、当該選挙運動用自動車借入れに係る公費負担の範囲について個別具体的な基準は定められておらず、また、国、東京都からも示されていなかったという。そのため、その後において都選管が示した、車両本体に係る任意保険料やキャリア等の詳細部分について公費負担の対象外になるという認識は持っていなかった。そのうえで、各候補者および事業者から提出される契約書、請求書等を審査のうえ、執行していた。その事務処理の過程においては、公費負担の範囲を逸脱した内容の請求は見当たらず、おおむね適正との認識であったという。これらの点については、公費負担支出時に選挙執行規程第 84 条に基づき提出された契約書等の内容審査を踏まえれば十分合理性が認められると判断する。

その後、東京都墨田区での住民監査請求を契機として、請求人から本件住民監査請求が提起された。また、従前は本件選挙運動用自動車借入れの公費負担の範囲について基準を示していなかった都選管が上記第3の1事実関係の確認(3)に記載の基準を示したという経過である。

当該通知文書に記載の基準は平成 19 年の公費負担交付当時において基本とするべきであったと考える。したがって、上記の基準を参考として本件公費負担の支出内容を監査した。

イ 調査内容等について

区選管および監査委員において調査を行った内容は、公費負担を受けた候補者、契約の相手方双方に照会文書を送付し、事実確認を行ったものである。質問項目は、1契約金額について、車両本体の賃借ならびにそれに付随する不可分の保険料に係る経費以外のものは含まれていたか、2契約期間につい

て、平成 19 年 4 月 15 日から同月 21 日までの期間外の賃借料は含まれていたか、3 として契約内容のわかる料金表・見積書・納品書等内訳がわかる書類の添付依頼であった。

ウ 選挙運動用自動車の借入れに係る契約内容について

選挙運動用自動車の借入れに係る契約は各候補者が任意に選択できるものであるが、おおむねつぎの3通りに分類できる。

- (ア) レンタカー業者からの借入れ
- (イ) レンタカー業者以外の法人等からの借入れ
- (ウ) 個人からの借入れ

そこで、それぞれの契約内容について、上記質問に対する回答ならびに監査対象課の資料および監査委員の調査結果により検討した結果は、以下のとおりである。

(ア) レンタカー業者からの借入れ

レンタカー業者と契約していた候補者は区議候補者および区長候補者 合わせて 15 名であったが、調査に対する回答があった候補者は 14 名で あった。レンタカー業者からの借入れの場合は車両本体に免責補償を加 えた基本料金相当分と上乗補償制度加入料、積載物補償加入料等の任意 加入保険料、バッテリー強化等の事前メンテナンス料、キャリアオプション費用などから契約内容が構成されている。保険、補償については、 主張事実の要旨において請求人の主張にあるとおり、車両本体と密接不可分と考えられる免責補償は公費負担の対象となると判断し、それ以外 は対象外となると判断した。

したがって、上記基準に照らせば、基本料金相当分以外の経費は公費 負担の対象外となるものである。そこで、監査対象課資料および監査委 員調査においてレンタカー業者から提出された貸渡料金精算明細書等契 約内容の詳細が分かる資料を確認したところ、契約金額欄についてはす べて基本料金欄のみが記載されており、その他付帯料金に該当する欄に ついて記載されているものはなかった。また、請求人が主張する選挙パックとして契約された書類を有する候補者もいないことを確認した。併 せて契約期間欄について確認したところ、上記第3の1事実関係の確認 (6)で確認したとおり公費負担の返還を行った2名以外はすべて公費負担 の対象期間内のものであった。公費負担の返還を行った2名については レンタカー業者から契約期間の内訳資料が提出され、対象期間外に係る 公費負担は適正に返還されたことを確認した。

(イ) レンタカー業者以外の法人等からの借入れ レンタカー業者以外の法人等と契約していた候補者は区議候補者およ び区長候補者合わせて 34 名であったが、調査に対する回答があった候補者は 32 名であった。当該法人等についてはレンタカー業者のように必ずしも詳細な明細書を作成しているものではなかったが、候補者、相手方双方からの回答書および提出された請求書等を確認したところ、すべての候補者について車両本体に免責補償を加えた基本料金相当分以外の経費は含まれていなかった。また、契約期間については公費負担の対象期間外が含まれていることを示す資料はなかった。

(ウ) 個人からの借入れ

個人と契約していた候補者は区議候補者および区長候補者合わせて 14 名であったが、調査に対する回答があった候補者は 11 名であった。個人からの借入れの場合、契約内容は当事者間の合意により成立するものであるため、詳細な明細書を作成しているものはなかった。調査に対する回答の中でも、「仕事ではないので2年も前のものはありません」、「業としてレンタルした訳ではないので、書類はありません」などと回答されていた。以上のことから、個人からの借入れの場合、その内容確認において当事者間の合意を尊重したことには十分合理性があると判断した。

そしてこのことを踏まえて調査したところ、すべての候補者について 車両本体に免責補償を加えた基本料金相当分以外の経費は含まれていな いことを確認した。また、契約期間については公費負担の対象期間外が 含まれていることを示す資料はなかった。

エ 未回答の候補者等について

監査対象課による調査および監査委員による調査ともに回答がない、また は照会文書が返送された候補者が6名、契約の相手方が1者いた。

候補者からの回答はないが、契約の相手方からの回答があった2者については、いずれも「対象外経費は含まれていない」、「契約期間外の賃借料は含まれていない」との回答内容であった。契約の相手方はレンタカー業者以外の法人等および個人からで、当該回答内容は、上記(イ)および(ウ)で述べたとおり信頼に足るものであった。つぎに、監査対象課および監査委員が照会した文書が返送されたが、契約の相手方から回答があった候補者4名については、レンタカー業者からの借入れ1名、レンタカー業者以外の法人等からの借入れ1名、個人からの借入れ2名であった。契約の相手方からはいずれも「対象外経費は含まれていない」、「契約期間外の賃借料は含まれていない」との回答があった。当該回答内容は、上記(ア)から(ウ)において述べたとおり信頼に足るものであった。

また、契約の相手方からの回答がない候補者が1名いたが、候補者からの 回答および添付資料からは契約金額、契約期間のいずれも対象外となる内容 は確認できなかった。

以上のとおり上記各候補者については、候補者または契約の相手方からその詳細を把握することはできなかったが、選挙執行規程に基づき公費負担を受けた当時において提出された資料からは特段疑義を生ずる記載は見当たらなかった。このことを踏まえ、当該候補者に係る公費負担について検討した結果、当該内容は信頼するに足るものであり、合理性があると判断した。

以上により、請求人の主張するような公費負担の対象外となる経費に対する支出は認められなかった。したがって、選挙運動用自動車借入れに係る公費負担に関する支出について違法、不当な支出であるとは認められず、区には返還請求権が生じないため、請求人の請求を棄却するのが相当であると判断する。

(2) つぎに、請求人は、「請求人からの過大請求に係る公費負担の返還を区選管 が受領しないことに違法・不当な点があった。」と主張しているので、この点 について判断する。

上記 3(1)ウ(ア)において述べたように、レンタカー業者からの借入れに係る公費負担については、基本料金相当分以外の費用は含まれていなかったと判断される。請求人に係る分についても、Aレンタカー業者から提出された貸渡料金精算明細書を見る限り、請求人が主張するような公費負担の対象外となる経費は確認できないものであり、請求人が主張する選挙パックとしての契約であることを裏付ける文書も確認できないものであった。したがって、請求人が主張する過大請求に該当する費用は確認できないものであるため、そもそも区選管に返還すべき公費負担は存在しないものと考えざるを得ない。

また、本件公費負担は請求人とレンタカー業者との間で締結された選挙運動用自動車の借入れに係る契約に基づき発生した当該借入れ代金相当分を公費負担制度に基づき、区選管がレンタカー業者に支払ったものである。そして、区選管に提出された車両賃貸借契約書によれば、レンタカー業者が区選管に対し契約金額を請求することとなっており、区選管に請求する金額が契約金額に満たないときは、請求人がレンタカー業者に対し、その不足額を速やかに支払うと定められている。また、本件公費負担に係る公金の支出先はレンタカー業者であることが関係資料その他から明らかである。

以上のことから請求人に係る公費負担については対象外に該当する費用は確認できなかった。よって、区には返還請求権が生じないため、請求人からの過大請求に係る公費負担の返還を区選管が受領しないことに違法・不当な点は認められず、請求人の請求を棄却するのが相当であると判断する。

4 意見

選挙運動用自動車の借入れに係る公費負担については対象範囲が不明確であっ

たため都内区市町村からの問い合わせが多数寄せられた経緯から、今般、都選管が内容を整理して通知したものであった。選挙運動に係る公費負担が補助金であることからすると、当該補助の対象経費等の範囲は明確に定められなければならない。こうした観点から、今回の都選管からの通知を生かし、今後において練馬区選挙管理委員会として、候補者に配布する公費負担の手引等に具体的に対象範囲を記載するなどの方策について速やかに対応されたい。